



額とし、当該契約に基づく最後の年金支払日ににおける年金支払額を同日の直前の年金支払日における年金支払額を超えるか、当該契約が令第一条の二に定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約である場合においては、当該年金支払額の二倍に相当する額に満たない額とする方法

2 令第十三条の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、前項第二号及び第三号に規定する方法とする。

3 令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。

4 令第十三条の四第四項の厚生労働省令で定める日は、前項の申出のあつた日の翌日から三月を経過した日後の当該契約に基づく最初の年金支払日以前の年金支払日のうち当該契約で定めた日とする。

5 令第十三条の四第五項の厚生労働省令で定める方法は、第一項第二号及び第三号に規定する方法とする。

6 令第十三条の四第五項の厚生労働省令で定める状態は、負傷又は疾病により六月以上の療養を要すると認められる状態とする。

7 令第十三条の四第五項の申出は、重度障害の状態又は前項に定める状態となつた旨及び特例年金支払額（令第十三条の四第五項に規定する特例年金支払額をいう。以下この項において同じ。）又は特例年金支払額による年金の最後の支払の日を明らかにして行うものとする。

8 令第十三条の四第五項の厚生労働省令で定める日は、前項の申出のあつた日の翌日から三月を経過した日後の当該契約に基づく最初の年金支払日以前の年金支払日のうち当該契約で定めた日とする。

9 令第十三条の四第六項の厚生労働省令で定める額は、支払日までの年金支払額に、次の各項

イ (1) に掲げる額から (2) に掲げる額を減じて得た額を当該年金支払日以後における年金の支払が行われるべき回数で除して得た額

(1) 当該契約で定める年金支払開始日から当該年金支払日の前日までの間において当該契約に基づき付された利子の総額

(2) 当該年金支払日に付された利子の総額

ロ 当該契約に基づく預貯金のうち当該年金の支払に充てられる部分の預貯金に当該年金支払日に付される利子の額

二 合同運用信託の信託に関する契約

イ に掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額を当該年金支払日以後における年金の支払が行われるべき回数で除して得た額

イ 当該契約で定める年金支払開始日から当該年金支払日までの間において当該契約に基づき付された収益の分配の総額

ロ 当該年金支払日までの間において支払われた年金(当該契約で定められた年金支払額に係る部分を除く。)の総額

イ に掲げる額とロに掲げる額との合計額

イ (1) に掲げる額から (2) に掲げる額を減じて得た額を当該年金支払日以後における年金の支払が行われるべき回数で除して得た額

三

(1) 当該契約で定める年金支払開始日から当該年金支払日の前日までの間において当該契約に基づき付された利子又は収益の分配の総額

(2) 当該契約に基づき購入された有価証券のうち当該年金の支払に充てられる部分の有価証券に当該年金支払日に付される利子又は収益の分配の額

ロ 当該契約に基づき購入された有価証券のうち当該年金の支払に充てられる部分の有価証券に当該年金支払日に付される利子又は収益の分配の額

		国債
		社債等
社債等		令第二条第三項第六号の受益証券
令第二条第三項第六号の受 益証券		令第二条第三項第六号の受益証券
令第二条第三項第六号の受 益証券	令第二条第三項第七号の受 益証券	令第二条第三項第七号の受 益証券
益証券	項第六号の受 益証券	項第六号の受 益証券
(令第十三条の六の厚生労働省令で定める計算		

二 又は共済金が支払われることとされている法  
第六条第一項第二号に規定する生命保険契約  
等（次号に該当するものを除く。）

三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約であつて同法第五条に規定する年金の給付を目的とするもの（令第十二条の十第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等）

第一条の六 令第十三条の十第二項第四号の厚生労働省令で定める方法は、年金支払開始日（法律第六条第二項第二号ロに規定する年金支払開始日をいう。第七項において同じ。）から一定の期間を経過する日までの期間における年金支払額（令第十三条の十第一項に規定する年金支払額をいう。以下この項において同じ。）を当該期間にわたつて同額とし、当該期間を経過した日から当該契約に基づく最後の年金の支払が行われる日（以下この条において「年金支払日」という。）までの期間における年金支払額を当該期間にわたつて当該期間の前の年金支払日ににおける年金支払額に満たない額で同額とする方法とする。

2 令第十三条の十第三項の厚生労働省令で定める方法は、前項に規定する方法とする。

3 令第十三条の十第三項の厚生労働省令で定める状態は、負傷又は疾病により六月以上の療養を要すると認められる状態とする。

4 令第十三条の十第二項の申出は、重度障害の状態又は前項に定める状態となつた旨及び特例年金支払額（令第十三条の十第三項に規定する特例年金支払額をいう。以下この条において同じ。）又は特例年金支払額に剩余金等相当額（令第十三条の十第四項に規定する剩余金等相当額をいう。第六項において同じ。）を加えて得た額による年金の最後の支払の日を明らかにして行うものとする。

5 令第十三条の十第三項の当該申出のあつた日

当該契約に基づく最初の年金支払日以前の年金支払日のうち当該契約で定めた日とする。

令第十三条の十第三項の当該申出があつた日以後の日で厚生労働省令で定める日から当該年金支払開始日以後一定の期間を経過する日までの期間内の日で厚生労働省令で定める日は、特例年金支払額に剩余金等相当額を加えて得た額による年金の最後の支払の日とする。

7 令第十三条の十第四項の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかの額とする。

一年金支払開始日以後に分配された剩余金又は割り戻された割戻金を、その分配され、又は割り戻された日以後の最初の応当日（年金支払開始日の属する年の翌年以後の各年における該年金支払開始日に応当する日をいう。以下同じ。）以後の一年間における年金の支払にのみ充てる場合にあつては、当該剩余金又は割戻金の額を当該一年間における年金の支払回数で除して得た額に相当する額

二 年金支払開始日以後に分配された剩余金又は割り戻された割戻金を、その分配され、又は割り戻された日以後の最初の応当日（年金支払開始日の属する年の翌年以後の各年における該年金支払開始日に応当する日をい

う。以下同じ。）以後の一年間における年金の支払にのみ充てる場合にあつては、当該剩余金又は割戻金の額を当該一年間における年金の支払回数で除して得た額に相当する額

三 その他前二号に定めるところに準ずる方法

（令第十三条の十一第四号の厚生労働省令で定める金銭）

第一条の七 令第十三条の十一第四号の厚生労働省令で定める金銭は、法第六条第二項第二号の生命保険契約等の内容を変更したことにより支払われることとなる返戻金とする。

（令第十三条の十二第二号の厚生労働省令で定める数）

第一条の八 令第十三条の十二第二号の厚生労働省令で定める数は、五とする。

（損害保険契約の区分）

第一条の九 令第十三条の十四第一項の損害保険契約の区分は、次のとおりとする。

一 被保険者が死亡した場合において保険金が支払われることとされている法第六条第一項

第二号の二に規定する損害保険契約（次号に該当するものを除く。）

二 被保険者が令第九条の三に定める特別の理由により死亡した場合に限り保険金が支払われることとされている法第六条第一項第二号の二に規定する損害保険契約

（令第十三条の十五において準用する令第十三

条の十第二項第四号の厚生労働省令で定める方

法等）

第一条の十 第一条の六第一項の規定は令第十三

条の十五において準用する令第十三条の十第二

項第四号の厚生労働省令で定める方法につい

て、第一条の六第二項の規定は令第十三条的十

五において準用する令第十三条の十第三項の厚

生労働省令で定める方法について、第一条の六

第三項の規定は令第十三条の十五において準用

する令第十三条の十第三項の厚生労働省令で定

める状態について、第一条の六第四項の規定は

令第十三条の十五において準用する令第十三

条の十第三項の申出について、第一条の六第五項

の規定は令第十三条の十五において準用する令

第十三条の十第三項の当該申出があつた日後の

日で厚生労働省令で定める日について、第一条

の六第六項の規定は令第十三条の十五において

準用する令第十三条の十第三項の当該申出のあ

るところにより算定して得た額の合計額を加算して得た額に相当する額

三 その他前二号に定めるところに準ずる方法

（令第十三条の十一第四号の厚生労働省令で定める金銭）

第一条の七 令第十三条の十一第四号の厚生労働省令で定める金銭は、法第六条第二項第二号の生命保険契約等の内容を変更したことにより支払われることとなる返戻金とする。

（令第十三条の十二第二号の厚生労働省令で定める数）

第一条の十 令第十三条の十六の厚生労働省令で定める金銭は、法第六条第二項第三号の損害保険契約の内容を変更したことにより支払われることとなる返戻金とする。

（令第十三条の十七第二号の厚生労働省令で定める数）

第一条の十一 令第十三条の十七第二号の厚生労働省令で定める数は、五とする。

（令第十三条の二十第二項において準用する令第十三

条第二項の厚生労働省令で定める方法につい

て、第一条の二の四の規定は令第十三条の二十

二項において準用する令第十三条第三項の規

定により示すべき方法の種類及び内容について

準用する。この場合において、第一条の二の三

第一項第一号イ中「金融機関等、生命保険会社

等又は損害保険会社（それぞれ法第六条第一項

第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）とあるのは「金融機関等」と、「勤労者」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約（法第六条第

二項において準用する令第十三条第十第一項）

と、同条第四項中「令第十三条第十第三項に」

とあるのは「令第十三条第十第一項」とあるのは「令第十三条第十第三項に」と、同条第七項第一号中「剩余金相当額」と、同条第七項第一号中「剩余金又は割り戻された割戻金」とあるのは「剩余金相当額」とあるのは「剩余金相当額（令第十三

三条の十五において準用する令第十三条第十

四項に規定する剩余金相当額」と、同条第六項中「剩余金等相当額」とあるのは「剩余金相当額」と、同条第七項第一号中「剩余金又は割り戻された割戻金」とあるのは「剩余金」と、同項第二号中「剩余金又

めの書類）

第一条の十三 令第十四条第一項第一号の厚生労

働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合

に応じ、当該各号に定める書類とする。

（令第十三条の十七第二号の厚生労働省令で定

める数）

第一条の十二 令第十三条の十七第二号の厚生労

働省令で定める数は、五とする。

（令第十三条の二十第二項において準用する令第十三

条第二項の厚生労働省令で定める方法につい

て、第一条の二の四の規定は令第十三条の二十

二項において準用する令第十三条第三項の規

定により示すべき方法の種類及び内容について

準用する。この場合において、第一条の二の三

第一項第一号イ中「金融機関等、生命保険会社

等又は損害保険会社（それぞれ法第六条第一項

第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）とあるのは「金融機関等」と、「勤労者」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約（法第六条第

二項において準用する令第十三条第十第一項）

と、同条第四項中「令第十三条第十第三項に」

とあるのは「令第十三条第十第一項」とあるのは「令第十三条第十第三項に」と、同条第七項第一号中「剩余金相当額」と、同条第七項第一号中「剩余金又は割り戻された割戻金」とあるのは「剩余金」と、同項第二号中「剩余金又

めの書類）

第一条の十三 令第十四条第一項第一号の厚生労

働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合

に応じ、当該各号に定める書類とする。

（令第十三条の十七第二号の厚生労働省令で定

める数）

第一条の十二 令第十三条の十七第二号の厚生労

働省令で定める数は、五とする。

（令第十三条の二十第二項において準用する令第十三

条第二項の厚生労働省令で定める方法につい

て、第一条の二の四の規定は令第十三条の二十

二項において準用する令第十三条第三項の規

定により示すべき方法の種類及び内容について

準用する。この場合において、第一条の二の三

第一項第一号イ中「金融機関等、生命保険会社

等又は損害保険会社（それぞれ法第六条第一項

第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）とあるのは「金融機関等」と、「勤労者」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約（法第六条第

二項において準用する令第十三条第十第一項）

と、同条第四項中「令第十三条第十第三項に」

とあるのは「令第十三条第十第一項」とあるのは「令第十三条第十第三項に」と、同条第七項第一号中「剩余金相当額」と、同条第七項第一号中「剩余金又は割り戻された割戻金」とあるのは「剩余金」と、同項第二号中「剩余金又

めの書類）

第一条の十三 令第十四条第一項第一号の厚生労

働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合

に応じ、当該各号に定める書類とする。

（令第十三条の十七第二号の厚生労働省令で定

める数）

第一条の十二 令第十三条の十七第二号の厚生労

働省令で定める数は、五とする。

（令第十三条の二十第二項において準用する令第十三

条第二項の厚生労働省令で定める方法につい

て、第一条の二の四の規定は令第十三条の二十

二項において準用する令第十三条第三項の規

定により示すべき方法の種類及び内容について

準用する。この場合において、第一条の二の三

第一項第一号イ中「金融機関等、生命保険会社

等又は損害保険会社（それぞれ法第六条第一項

第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）とあるのは「金融機関等」と、「勤労者」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約（法第六条第

ハ 口  
その者の住民票の写し  
当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条  
第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二  
十一第一項各号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し  
(当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいづれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいづれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したこと)を明らかにする書類)  
(住宅の要件)  
**第一条の十四** 令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において准用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記記事項証明書 当該増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をして年月日、当該増改築等に係る頭金等の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該増改築等に關する払出し等をする当該労働者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金額の額以上の一額であること、当該増改築等をした住宅の床面積並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はそ  
の写し

二 持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等をする場合 次に掲げる書類  
イ その曾改築等のため勤労者財産形成住宅

親族をいう。以下この号、第一条の十四第四号、三号及び第一条の十四の二第二号において同じ。の住民票の写し及び当該配偶者又は扶養親族がその者の配偶者又は扶養親族であることを明らかにする書類。次号、第一条の十八及び第一条の二十一において同じ。

三百三十八号) 第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

当該住宅を取得した勤労者(当該勤労者の転勤その他のやむを得ない事情により当該住宅が当該勤労者の住所に存しておらず、かつ、当該やむを得ない事情が解消した後は当該勤労者が当該住宅に居住することとなること、当該勤労者が申し出る場合には、当該勤労者の配偶者又は扶養親族)の住所に存するものであること。

床面積が五十平方メートル以上である」として、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること)。二 当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ 昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること。

ロ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百四十九号)によるものである。

**第一条の十六** 令第十四条の六第三号の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。  
一 事業主等（法第六条第四項第一号に規定する事業主等をいう。以下この条、第一条の二十及び第一条の二十三において同じ。）及び財形住宅貯蓄取扱機関（令第十四条の六第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。）から貸付けを受けて支払う方法  
二 事業主等から及び財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

金) 令第十四条の三の厚生労働省令で定める借入  
第一条の十五 令第十四条の三の厚生労働省令で  
定める借入金は、当該持家の取得等(令第十四  
条第一項第一号に規定する持家の取得等をい  
う。以下この条において同じ。)のための対価  
の全部又は一部の支払に充てるために借り入れ  
た借入金で、当該持家の取得等の日から一年以  
内に一括して償還する方法により償還すること  
とされているものとする。  
(令第十四条の六第三号の厚生労働省令で定め  
る方法)

**第一項** 労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。  
**(令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替)**

省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

二 口 その者の住民票の写し

一 持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合 次に掲げる書類

イ その増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等を充てる住宅の登記事項証明書、当該増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をした年月日、当該増改築等に係る頭金等の額及び令第十四条の十に定める金銭の

イ その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得了こと、当該住宅を取得了した年月日、当該取得に係る頭金等の額及び令第十四条の十に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に係る支払をする当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はそ

払われる」とことなる返戻金とする。  
（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令  
で定める書類）

融機関から貸付けを受けて支扱う方法  
四 当該住宅を事業主等から取得する場合には、当該事業主等に対し賦払の方法により支払う方法  
（令第十四条の八第四号の厚生労働省令で定める金額）  
**第一条の十七** 令第十四条の八第四号の厚生労働省令で定める金額は、法第六条第四項第二号の生命保険契約等の内容を変更したことにより支

支払に充てられた額の合計額が当該増改築等に関し支払をする当該労働者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の額以上の額であること、当該増改築等をした住宅の床面積並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

ロ その者の住民票の写し

ハ 第一条の十三第二号ハに定める書類

(令第十四条の十二第二号の厚生労働省令で定める数)

口 その者の住民票の写し

ハ 第一条の十三第二号ハに定める書類

(令第十四条の十二第二号の厚生労働省令で定める数)

イ その者の住民票の写し

ロ その者の住民票の写し

ハ 第一条の十三第二号ハに定める書類

(令第十四条の十三第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の二十 令第十四条の十三第三号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 事業主等及び財形住宅貯蓄取扱機関(令第十四条の十三第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。)から貸付けを受けて支払う方法

二 事業主等から及び財形住宅貯蓄取扱機関があつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

三 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関があつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 当該住宅を事業主等から取得する場合にあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

五 その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を

取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等の額及び令第十四条の十七に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に係り支払をする当該労働者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

口 その者の住民票の写し

イ その者の住民票の写し

ロ その者の住民票の写し

ハ 第一条の十三第二号ハに定める書類

(令第十四条の二十二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法)

第一条の二十一 令第十四条の十六第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる方法とする。

一 事業主等及び財形住宅貯蓄取扱機関(令第十四条の十六第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。)から貸付けを受けて支払う方法

二 事業主等から及び財形住宅貯蓄取扱機関があつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

三 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関があつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 当該住宅を事業主等から取得する場合にあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

五 その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を

取得したこと、当該住宅を事業主等から取得する場合に、当該事業主等に対し賦払の方法により支払う方法

第一条の二十二 令第十四条の二十二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 事業主等及び財形住宅貯蓄取扱機関(令第十四条の二十二第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。)から貸付けを受けて支払う方法

二 事業主等から及び財形住宅貯蓄取扱機関があつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

三 事業主等及び財形住宅貯蓄取扱機関(令第十四条の二十二第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。)から貸付けを受けて支払う方法

四 令第十六条の二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法

五 令第十六条の二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法

六 令第十七条第三項に規定する基準

四 当該住宅を事業主等から取得する場合に、当該事業主等に対し賦払の方法により支払う方法

第一条の二十三 令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 事業主等及び財形住宅貯蓄取扱機関(令第十四条の二十第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。)から貸付けを受けて支払う方法

二 事業主等から及び財形住宅貯蓄取扱機関があつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

三 事業主等及び財形住宅貯蓄取扱機関(令第十四条の二十第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。以下この条において同じ。)から貸付けを受けて支払う方法

四 法第六条の二第二項において準用する資格が定められている場合には、その資格

五 法第六条の二第二項に規定する資格が定められている場合には、その資格

六 令第十七条第三項に規定する基準

三 設立事業場(法第七条の十一第一項第三号に規定する設立事業場をいう。以下同じ。)の名称及び所在地









八号) 附則(平成五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に締結された労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第四項に規定する労働者財産形成住宅賃借契約に対する改正後の労働者財産形成促進法

第六条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約に対する改正後の労働者財産形成促進法施行規則第一条の十四及び第一条の十四の二の規定の適用については、第一条の十四第一号中「床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が一百四十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上（当該住宅の建設の工事の請負契約又は売買契約が平成四年四月一日前に締結された場合においては床面積が四十平方メートル以下で、かつ、二十平方メートル以上）」と読み替わるべきである。

日前に締結された場合にあつては床面積が四十九平方メートル以上、当該工事の請負契約が同日から平成五年七月二日前に締結された場合にあつては床面積が二百二十平方メートル以下でかつ、四十平方メートル以上、当該工事の請負契約が同日から勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（平成五年労働省令第三十三号）の施行の日（以下この号において「施行日」という。）前に締結された場合にあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル（令第十四条の二第二号に掲げる工事に係るものにあつては、五十平方メートル）以上、当該工事の請負契約が施行日

附 則 (平成八年二月二七日労働省令第三九号)	1 この省令は、平成九年一月一日から施行する。	2 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第十四条の二及び第十四条の三の規定は、同令第十四条の二各号に定める事由がこの省令の施行の日以後に生じた労働者について適用する。
五号) 附 則 (平成九年四月一日労働省令第一二一號)	この省令は、公布の日から施行する。 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第十五条の規定は、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した労働者財産形成促進法第九条第一項第一号及び第二号の貸付けについて適用し、雇用促進事業団が同日前	

はついて適用し、雇用促進事業団が同日前に申請を受けたものについては、なま込みを受理したこれらの貸付けについては、なまお従前の例による。

3 改正後の「勤労者財産形成促進法施行規則」第二十五条の二の規定は、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した勤労者(才等)

年四月一日以後に申込みを受取し乍先着者にて  
形成促進法第十条の三第一項第二号の貸付けに  
ついて適用し、雇用促進事業団が同日前に申込

みを受理した当該貸付けについては、なお従前の例による。

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2 る。ただし、第十四条の三第一号の改正規定は、平成十年七月一日から施行する。

四条の三第一号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後に財産形成貯蓄活用給付金を支払う

事業主について適用し、同日前に財産形成貯蓄活用給付金を支払った事業主については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一二月一日労働省令  
第三七号）

2 1 この省令は、公布の日から施行する。

法律第六十七号) 第二条第一項に規定する外国為替銀行が発行した債券に対する改正後の勤労金計画(支那銀行規則第一号の二)、第

者財産形成促進法施行規則第一條の二の六第四号の規定の適用については、同号中「令第二条

